

高知県内で非住宅木造建築物を建築するなら・・・

高知県非住宅建築物木造化促進事業

事業区分

- 【1】CLT 等先進的木造建築物の**設計（設計委託費）** 等
- 【2】非住宅木造建築物の**設計（設計委託費）** 等
- 【3】**木造化・木質化の木材購入費・プレカット費**

※【1】【2】については建築に必要となる部材の試験等に要する経費も可

事業主体

- 【1】【2】 市町村、建築主（1事業体あたり1施設まで）
- 【3】 建築主（※市町村を除く）



対象の主な条件

【1】

- ①構造材に CLT を使用 ($0.05 \text{ m}^3/\text{m}^2$)
- ②地上4階建ての木造建築物 ($0.18 \text{ m}^3/\text{m}^2$)
- ③高知県内に整備する非住宅建築物
(ただし、1棟当たりの延べ床面積が 500m^2 以上の集合住宅を含める。)

【2】

- ①高知県産材を使用した木造もしくは混構造
(おおむね $0.18 \text{ m}^3/\text{m}^2$)
- ②高知県内に整備する非住宅建築物で以下のいずれかに該当(耐火構造・準耐火構造・ 500 m^2 以上・県内で開発された製品を活用のいずれか)

【3】

- ①高知県内に整備する非住宅建築物(1棟当たり延べ床面積が 500m^2 以上の集合住宅を含む。)
- ②事業区分【1】、【2】の設計費の対象となる建築物もしくは県産材使用量が 10 m^3 以上の建築物
- ③高知県産材を使用(おおむね $0.18 \text{ m}^3/\text{m}^2$)
- ④構造用部材の補助対象は JAS 構造材で主要構造部の一部または全てに使用したもののみ
- ⑤内外装木質化のみを行う場合は、木造以外の構造の建物で木質化面積が建物の延べ床面積以上となる建築物

補助率

2分の1以内

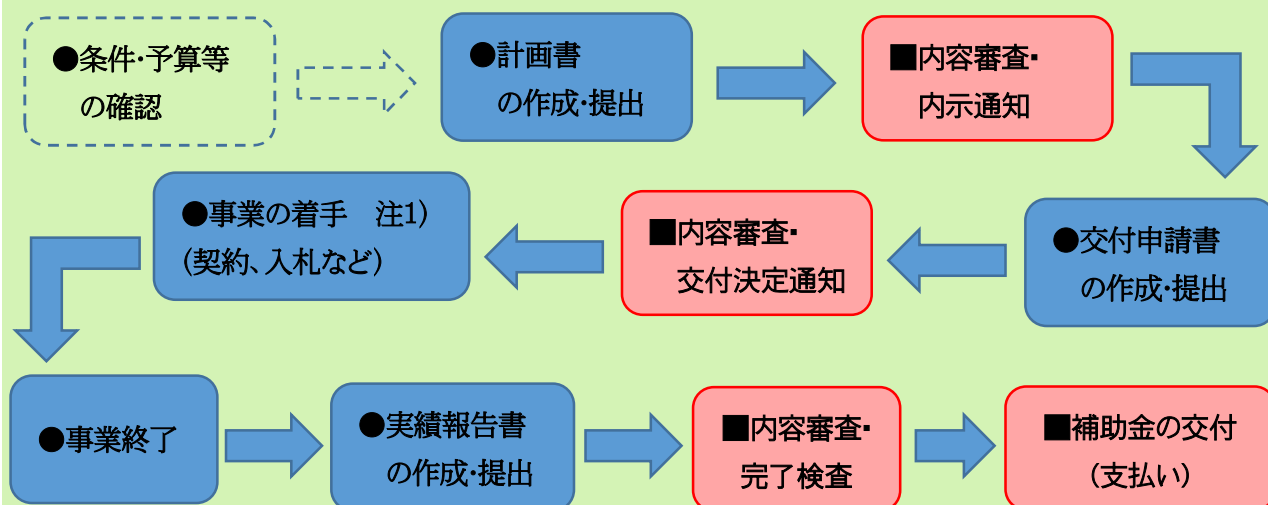
- 【1】 【2】 上限 500 万円 (1/2以内)
- ※事業区分2において、設計費のみの場合は上限 300 万円 (1/2以内)
- 【3】 下限 50 万円、上限 400 万円 (1/2以内)

一部条件を満たすことで上限加算あり

注) 建築物木材利用協定は裏面の要綱別表の「備考」欄に該当するものとします。

【補助金申請～入金までの流れ】

■ は事業主体側の手続き、□ は県側の手続きです。



注1) 交付決定日前に着手することはできません。

県の審査には一定の期間を要します。十分に余裕をもってご申請下さい。

< 参考 >

要綱別表(第2条、第3条関係)

事業区分	補助対象経費	事業主体	補助率等	備考
1 C L T 等 先進的木造 建築物の設 計等	(1) 設計費 (2) 建築に必要と なる部材の試験等 に要する経費	高知県内に非住宅建 築物を整備する者	2 分の 1 以内 (上限 500 万円)	下記の(注) 3 の条件を満 たす場合には左記補助上 限に 200 万円を加算す る。
2 非住宅木 造建築物の 設計等			2 分の 1 以内 (上限 500 万円) ※ (1) のみ場合は 上限 300 万円	
3 非住宅建 築物の木造 化・木質化	木造化・内外装木 質化に係る木材の 購入費	高知県内に非住宅建 築物を整備する者(市 町村を除く。)	2 分の 1 以内 (下限 50 万円、上 限 400 万円)	

(注) 3 建築物木材利用促進協定(3 者以上の協定)を締結している場合または高知県環境不動産の認定



【ご質問・お問合せ先】

高知県林業振興・環境部 木材産業振興課
需要拡大担当 TEL : 088-821-4593